

北海道農業再生協議会令和3年度第5回水田部会 次第

日 時：令和4年3月7日（月）9:15～

場 所：北農健保会館「芭蕉」

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

- (1) 水田収益力強化ビジョンについて（案）
- (2) 令和4年度水田活用の直接支払交付金（産地交付金）の活用計画について（案）
- (3) 今後の水田部会の開催予定について
- (4) 水田活用直接支払交付金の見直しに係る実態調査結果について
- (5) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業について
- (6) その他

4 閉 会

2022年度（令和4年度）北海道水田収益力強化ビジョン（案）

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本道では、恵まれた土地資源を生かし、大規模で専門的な農家を主体とする農業が展開されている。

道央地域では、水稻を主体に野菜・花きを取り入れた農業、道南地域では、野菜や水稻を中心とした農業、道北・道東地域では、畑作や酪農を中心とした農業と、各地域の生産条件を活かした農業経営が展開されている。

このような中、本道においても農家戸数が年々減少する一方、経営体当たりの耕地面積の拡大により生産が維持されているものの、高齢化の進展や担い手の減少に伴い、省力的な作物への作付偏重が見られ、輪作体系の崩れや不耕作地の発生が懸念されている。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本道において収益性の高い水田農業経営への転換を図るため、産地交付金を活用しながら、主食用米と比較して面積当たりの所得が高い野菜等の高収益作物や、時間当たりの所得が高い子実用とうもろこしの作付拡大を図っているが、水田作に占める同作物の作付率は約7%と低い状況となっている。

今後、水田をフル活用しながら、多様なニーズに対応した競争力のある農産物の計画的かつ安定的な生産・供給が可能な産地づくりを一層進め、収益性の高い水田農業経営への転換を図るため、道や産地においては、「水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号・元農振第3757号・元政統第2085号農林水産省生産局長・農村振興局長・政策統括官連名通知）」に基づく推進計画の策定を進めるとともに、関係部局が連携して推進体制を構築し、規模拡大に対応する集荷施設の増設や基盤整備による排水対策を進めつつ、高収益作物や子実用とうもろこしの導入などを推進する。

高収益作物の導入にあたっては、需要が増加している野菜の安定生産や、消費者のニーズに対応した多様な品目の作付、高品質で安定した生産による産地ブランド力の向上、地域に適応した品種の選定・普及及び栽培技術の改善、スマート農業等の省力・低コスト生産技術の導入、出荷期間・販売地域の拡大などの取組を通じて、特色ある産地づくりや、収益力の向上による経営の安定化を進める。

子実用とうもろこしについては、畜産農家との連携を基本に需要に応じた作付を進めるとともに、輪作作物としての活用を通じて生産性の向上を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

「人・農地プラン」により描かれた地域の将来像の実現に向け、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する中で、水稻を組み入れない作付体系が定着しているほ場のある地域が、効率的な土地利用にも配慮しつつ、必要に応じて広く地域関係者とも調整しながら、実情に応じて畑地化の取組を進めることができるよう、畑地化に係る支援内容の情報提供や、地域の対応方針について助言を行う。

また、麦・大豆の連作障害回避等のため、ブロックローテーション体系の構築を進めることができるよう、乾田直播や無代かき栽培の普及、集中管理孔の整備等を推進する。

なお、ブロックローテーションの導入にあたっては、米のタンパク質含有率の増加や、排水性・作業効率の低下といった課題が生じることもあるため、こうした現場課題を把握しつつ、関係機関・団体と連携し、必要な対応策を検討する。

4 作物ごとの取組方針等

本道が全国の米主産地としての地位を揺るぎないものとしていくため、「売れる米づくり」に向けた産地の取組を推進することとし、需要に応じた主食用米の生産とともに、非主食用米の生産を積極的に推進し、水稲作付面積の確保を図る。

また、消費者や実需者の多様なニーズに対応した競争力のある農産物の計画的かつ安定的な生産・供給体制づくりを進めるため、新たな品種や栽培技術の開発・導入、ICTの活用、耕畜連携や輪作体系の確立、農地の大区画化等を推進する。

(1) 主食用米

消費者や実需者ニーズに応える「売れる米づくり」を基本とした水田農業の発展を図るため、需給状況などを踏まえつつ、北海道米の需要の拡大を図りながら、高品質・良食味米の生産を推進し、極良食味米によるブランド確立とともに、中食・外食の業務用米などへの安定供給にも努め、消費者や実需者の多様なニーズに応えていく。

(2) 備蓄米

優先枠の設定により他産地と競合することなく安定的な取組が可能であるというメリットを踏まえつつ、主食用米及び新規需要米の需給動向等も考慮しながら、各産地の判断により取組を推進する。

(3) 非主食用米

加工用米や新規需要米など非主食用米の有効な活用により安心・安全で低コストな北海道米への多様なニーズに対応した安定生産・安定供給を図るとともに、水田機能の維持と生産力の確保を図る。

このため、基本技術の励行による収量の安定化、生産工程管理の実践、複数年契約に基づく生産などを進める。

また、生産者の高齢化や労働力不足への対応として、直播栽培をはじめとする省力的な生産技術の導入、作業委託による労働の外部化、肥培管理におけるコスト削減に資する技術の導入などを進める。

ア 加工用米

非主食用米の取組の中心的品目と位置付け、主力の冷凍米飯や加工米飯を中心に、安定的な需要の確保に向けて複数年契約の取組を推進する。

イ 飼料用米

水稲作付面積の確保のため、特に、多収品種を利用した生産性向上の取組や、需要者のニーズに応じたサイレージ向けの生産を推進する。

ウ WCS用稲

収穫作業が主食用米等と競合せず、水稻の作付拡大に対応可能なことから、需要を確保しながら複数年契約の取組を推進する。

エ 米粉用米

米の消費量が減少する中、新たな米粉製品の開発・普及で高まりつつある国内需要に対応し、産地と実需の連携を強化しながら、原料米の安定供給を推進する。

オ 新市場開拓用米

新たな需要を確保するため、海外市場等を重点的な販路の一つに位置づけ、取組を積極的に支援する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦及び大豆は、用途別の需給動向に即した生産を基本として、計画的・安定的な作付を進めるとともに、適正な輪作体系と、品種や地域特性に応じた肥培管理や適期収穫などの取組を通じて、単収や品質の向上を図る。

飼料作物は、飼料自給率の向上と水田の有効活用に資するものとして、畜産農家との連携を基本に需要に応じた作付を進め、草地の植生改善や、子実用とうもろこしを活用した輪作体系の確立などの取組を通じて、生産性の向上を図る。

(5) そば、なたね

契約栽培を基本に需要に応じた作付を進めるとともに、単収や品質の向上を図るため、特に収量性の低い産地においては、適期播種や排水対策などの取組を進める。

(6) 地力増進作物

「北海道緑肥作物等栽培利用指針（改訂版）」（平成16年3月策定）等に基づく地力増進作物の作付により、良質な農産物の安定供給、生産コストの低減及び環境負荷の軽減に配慮した合理的な施肥管理・土壌管理を進める。

(7) 高収益作物

需要が増加している加工・業務用野菜の安定生産や、消費者のニーズに対応した多様な品目の作付、高品質で安定した生産による産地ブランド力の向上などの取組を通じて、特色ある産地づくりや、収益力の向上による経営の安定化を進める。

令和 4 年度産地交付金について（案）

（ 令和 4 年 3 月 7 日 ）
北海道農政部農産振興課

1 産地交付金の概要

別添 1 のとおり

2 産地交付金（全道枠）活用の考え方

- （1）標準的な単収の地域におけるナラシを含めた主食用米の収入額を基準に、各品目の助成単価を設定する。
- （2）新市場開拓用米や米粉用米、スマート農業・密苗など新技術の取組等に対する支援を強化する。
- （3）多年生牧草の戦略作物助成単価の見直しに対応した緊急的な取組支援を行う（令和 4 年度限り）。
- （4）その他
 - ア 令和 3 年度限りで措置していた「飼料用米等の取組に対する推進加速化助成」及び「飼料用米等の取組に対する緊急助成」は措置しない。
 - イ 「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」と「産地交付金（全道枠）」で重複するメニューは、用途及び支援単価、助成対象範囲の調整を行う。
 - ウ 国の追加配分の対象に「新市場開拓用米の複数年契約（令和 4 年度からの新規契約分）」が加わったため、産地交付金（全道枠）の「複数年契約助成」の対象から新市場開拓用米を除外する。

なお、令和 2・3 年度からの継続分は引き続き全道枠で措置するとともに、支援単価は加工用米と W C S 用稲を含めて国の配分単価に合わせる。
 - エ 省力化・低コスト化助成において、令和 3 年度限りで措置していた飼料用米等の一般品種の取組要件緩和は廃止する。
 - オ 種子消毒の取組のうち、薬剤消毒・購入種子（消毒済み）は対象から除外する。

3 産地交付金の活用計画案（令和4年3月7日時点）

（1）配分の考え方

全道的な課題への対応として配分額の一部（下表の「基礎配分」から「追加配分枠」を除いた額の25%～30%程度）を全道枠として活用し、残額を地域の実情に即した取組を支援するため、地域枠として各地域協議会へ配分する。

区分	配分時期		配分先	
	当初 (4月)	追加 (10月)	全道 枠	地域枠 (配分の考え方)
基礎配分	○		○	○ ・過去の当初配分額を基本に、国からの配分額、全道枠の所要額及び地域協議会別の前年度活用実績額等を勘案して配分
		○	※	○ ・戦略作物助成の支払いに充当された上で、残余がある場合に国から配分 ・当初配分額に基づく10割相当額を基本に、国からの配分額、全道枠の所要額及び地域協議会別の所要額等を勘案して配分
取組に応じた配分	そば・なたねの作付	○		○ ・実績面積×20千円/10a
	新市場開拓用米の作付	○		○ ・実績面積×20千円/10a
	地力増進作物の作付	○		○ ・地域協議会ごとに、以下のいずれか小さい方の実績面積×20千円/10a ① 水稻作付面積(リノベ事業の対象米穀除く)の前年度からの減少分 ② 地力増進作物作付面積(基幹作)の前年度からの増加分
	新市場開拓用米の複数年契約	○		○ ・実績面積(令和4年からの新規契約分)×10千円/10a
	飼料用米・米粉用米複数年契約	○		○ ・実績面積(令和2年・3年からの継続分のみ)×6千円/10a

※ 全道枠の必要額に対し、当初配分で不足する場合、追加配分枠から充当することがある。

(2) 全道枠活用計画案

※ R3の助成単価は減額調整前の予定単価

助成内容		助成単価 (上限単価)		R3からの 変更点
		R3	R4	
水稲作付面積の維持・確保				
加工用米に対する助成		17千円 (18千円)	未定 (未定)	分割
新市場開拓用米に対する助成			未定 (未定)	
飼料用米(多収品種)に対する助成【単年契約のみ】		8千円 (9千円)	未定 (未定)	
飼料用米(一般品種)に対する助成【単年契約のみ】		14千円 (15千円)	未定 (未定)	R5以降 未定
米粉用米に対する助成【単年契約の場合】		8千円 (9千円)	未定 (未定)	分割
米粉用米に対する助成【複数年契約の場合】			未定 (未定)	
WCS用稲・飼料用米(一般品種SGS)に対する助成【単年契約のみ】			未定 (未定)	
加工用米・新市場開拓用米・WCS用稲の複数年契約に対する助成 【新市場開拓用米は令和2年・3年からの継続分のみ】		11千円 (12千円)	未定 (未定)	
飼料用米等の取組 に対する推進助成	飼料用米(多収品種)	6千円 (6千円)	—	廃止
	米粉用米・WCS用稲・飼料用米(一般品種SGS)	6千円 (6千円)	—	廃止
飼料用米等の取組に対する推進加速化助成		5千円 (5千円)	—	廃止
飼料用米等の取組に対する緊急助成		7千円 (7千円)	—	廃止
省力化・低コスト化に資する取組に対する助成 【加工用米と新市場開拓用米(リノベ事業対象)除く】		14千円 (15千円)	未定 (未定)	分割
省力化・低コスト化に資する取組に対する助成 【加工用米のリノベ事業対象のみ】			未定 (未定)	
高度な省力化・低コスト化に資する取組に対する助成 【加工用米、新市場開拓用米のみ】		—	未定 (未定)	新設
多年生牧草緊急助成【播種を行わず収穫のみ行う場合、R4限り】		—	未定 (未定)	新設

(対象作物別の助成体系) 別添2のとおり

(3) 配分の調整

- ・ 道において、各地域協議会における活用額の過不足の状況を把握し、地域協議会間で配分調整することが効果的であると判断した場合には、各地域協議会の配分額の調整を行い、再配分することがある。
- ・ 全道枠と地域枠は、必要に応じて相互に融通して活用することがある。

※ 全道枠活用計画案については、助成単価を含め、道再生協水田部会における検討、国の予算措置及び配分の状況や国との協議により、今後内容が変更されることがある。

○ 水田活用の直接支払交付金

【令和4年度予算概算決定額 305,000 (305,000) 百万円】

<対策のポイント>

米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着等**を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）
- 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万トン、米粉用米：13万トン [令和12年度まで]）
- 飼料自給率の向上（34% [令和12年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした**魅力的な産地づくり**に向けた取組を支援します。

3. 水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、**高収益作物の導入・定着等**を図る取組を支援します。

4. 都道府県連携型助成

都道府県が**転換作物を生産する農業者を独自に支援**する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

5. 水田リノベーション助成

産地と実需者との連携の下、**新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組**を行う農業者を支援します。*7・8

*7 予算（20億円）の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

*8 令和3年度補正予算「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」と一体的に執行

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物*1	3.5万円/10a*2
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a*3

<交付対象水田>

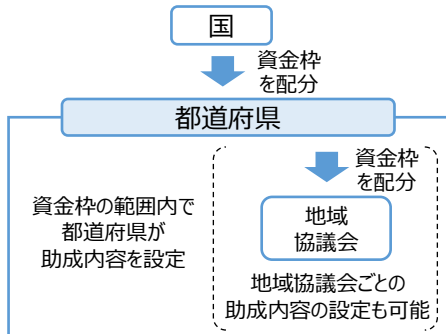
- ・たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
- ・現場の課題を検証しつつ、今後5年間（令和4～8年度まで）で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降交付対象としない

*1：飼料用とうもろこしを含む

*2：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10aで支援

*3：標準単収以上の収量が確実だった者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物*4の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約（3年以上の新規契約を対象に令和4年度に配分）	1万円/10a
飼料用米・米粉用米の複数年契約（令和2年・3年からの継続分のみ）	0.6万円/10a

*4：有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組

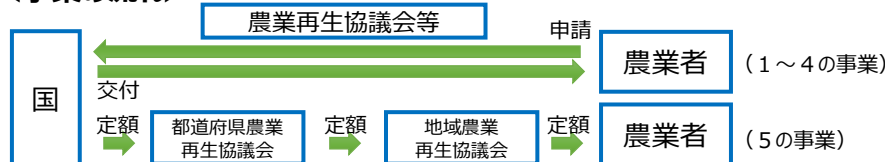
水田農業高収益化推進助成

- 高収益作物定着促進支援**（2万円（3万円*5）/10a×5年間）
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）
- 高収益作物畑地化支援**（17.5万円/10a）
高収益作物による畑地化の取組を支援*6。
- 子実用とうもろこし支援**（1万円/10a）
子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

*5：加工・業務用野菜等の場合

*6：令和5年度までの時限単価。その他の転換作物に係る畑地化は10.5万円/10aで支援

<事業の流れ>営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）

令和 4 年度水田部会の開催予定について（案）

月	令和 3 年度	令和 4 年度
4		
5	水田部会（第 1 回） ・ 令和 3 年産の需要に応じた米生産の取組経過について ・ 令和 3 年産主食用米の作付転換の取組状況等と今後の対応について ほか	水田部会（第 1 回） ・ 令和 4 年産の需要に応じた米生産の取組状況等について
6		
7	3 年産米の生産の目安に即した取組の状況、4 年産に向けた改善等に関する検証の実施（事務局）	4 年産米の生産の目安に即した取組の状況、5 年産に向けた改善等に関する検証の実施（事務局）
8		
9		
10	水田部会（第 2 回） ・ 4 年産米の「生産の目安」の基本的な考え方について ・ 令和 4 年度産地交付金について ほか ↑ 作付意向調査の実施（事務局）	水田部会（第 2 回） ・ 5 年産米の「生産の目安」の基本的な考え方について ・ 令和 5 年度産地交付金について ↑ 作付意向調査の実施（事務局）
11	↓ 販売計画の策定（団体） ↓ 需給見通しの公表（国）	↓ 販売計画の策定（団体） ↓ 需給見通しの公表（国）
12	↓ 4 年産米の「生産の目安」案算定 水田部会（第 3 回） ・ 4 年産米の「生産の目安」について ・ 水活交付金の見直しに係る実態調査について 水田部会（第 4 回） ・ 4 年産米の協議会別「生産の目安」の調整等について	↓ 5 年産米の「生産の目安」案算定 水田部会（第 3 回） ・ 5 年産米の「生産の目安」について
1		
2		水田部会（第 4 回） ・ 令和 5 年度水田活用の直接支払交付金（産地交付金）の活用計画案等について ・ 令和 5 年度水田部会の開催予定について
3	水田部会（第 5 回） ・ 水田収益力強化ビジョン案について ・ 令和 3 年度水田活用の直接支払交付金（産地交付金）の活用計画案等について ・ 今後の水田部会の開催予定について ほか	

※ 開催時期や主な議題については、都合により変更される場合がある。

水田活用の直接支払交付金の見直しに係る実態調査結果概要

令和4年3月7日（月）

北海道農業再生協議会水田部会

- 令和3年12月に行った実態調査については、106地域農業再生協議会から694件の意見提出があったところ。
- また、同月、課題の共有や対応策等の検討をオール北海道で進めていくため、道・北農中等関係機関による連絡会議が開催。連絡会議の下に分野ごとのワーキンググループが設置され、具体的な検討が進められている。
- ワーキンググループでは、実態調査で出されたこれらの意見（2月開催の連絡会議で共有・公表済み）について、今後、地域の実態等を精査・検証していく予定。

① ブロックローテーションの円滑な導入に課題

- 米の食味低下（窒素過多による高タンパク米の増加）
- 畑作物や野菜等の収量・品質低下（水張による排水性低下）
- 地下かんがい等基盤整備が必要
- （野菜）ほ場と（選果）施設の位置関係が変わり作業効率が低下

② 5年の期間について検討して欲しい

- 経営規模が大きく5年以上のスパンが必要
（例：経営面積80haうち水稲10haの場合、8年スパンが適当）
- 生産性を維持する観点から5年以上のスパンが必要
- 怪我や病気等により水稲作付が困難な年は5年間のカウントから除外を希望
- 基盤整備施工年は5年間のカウントから除外を希望

③ 今後5年間で作付しないが、引き続き交付対象水田として認めて欲しい

- 除草剤等農薬の使用量削減や転換作物の生産性向上を図るなどブロックローテーションと同様の目的で湛水を行う場合は、引き続き交付対象水田とすることを希望
- 育苗ハウス（現行、交付対象水田だが交付金は支払いはない）については、今後、本田化する場合もあるため、引き続き交付対象水田とすることを希望

④ 交付対象水田から外れた水田の復活を検討して欲しい

- 今後5年間、水稲作付を行わず交付対象水田から外れた場合でも、経営継承等を行った場合、改めて交付対象水田として復活を希望
（具体例：経営継承、離農跡地の引き受け、基盤整備、輸出用米の拡大 等）
- ※ 新規開田抑制の取扱いについて整理が必要

<その他（地域農業への影響等）>

- ・ 離農や耕作放棄地の増加
- ・ 目安を守らない水稲作付に伴う米価への影響
- ・ 牧草への支援単価減による経営及び粗飼料不足に伴う畜産農家への影響
- ・ 農地流動化への影響
- ・ 農地価格低下に伴う貸付金の不良債権化など農協経営への影響
- ・ 水路の維持管理への影響
- ・ 水田と畑地が入り交じることによる基盤整備推進への影響
- ・ 中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金への影響
- ・ 畑作に適した土壌改良等を行っており、田畑輪換は容易ではない
- ・ 畑地化支援に係る予算確保への懸念

**新市場開拓に向けた水田リノベーション事業【R3補正】に係る
これまでの経過 及び 当面のスケジュール（3/7時点）**

日時	内容	備考
12/2(木)	◆4年産米の需要に応じた生産・販売の推進に係る全国会議（第4回）	
12/7(火)	◆要望量調査発出（農政事務所⇒道協議会⇒地域協議会）	
12/14(火)・ 15(水)	◆令和4年度水田活用の直接支払交付金等に関する地域協議会等説明会（事業概要説明）	農政事務所 主催
12/20(月)	◆令和3年度補正予算成立	
12/23(木)	◆需要に応じた米生産の推進に係る地域担当者等説明会（事業概要説明）	
1/11(火)	◆地域特認メニューの承認申請（道協議会⇒農政事務所）	
1/18(火)	◆業務方法書の事前調整終了（道協議会⇄国）	
1/25(火)	◆要望量調査 仮報告（地域協議会⇒道協議会⇒農政事務所）	
2/3(木)	◆地域特認メニューの承認（農政事務所⇒道協議会）	
2/25(金)	◆道再生協幹事会（令和3年度第2回、書面開催） ○水田リノベ事業業務方法書の変更	
2/28(月)	◆要望量調査 本報告（地域協議会⇒道協議会⇒農政事務所）	
3/7(月)	◆道再生協水田部会（令和3年度第5回） ○令和4年度産地交付金について ○水田リノベ事業（R3補正）のこれまでの経過 及び今後のスケジュール（報告事項） など ◆道再生協総会（令和3年度第2回、書面開催） ○水田リノベ事業業務方法書の変更 ◆業務方法書の承認申請（道協議会⇒農政事務所）	
3/9(水)	◆要望量調査 本報告（農政事務所⇒農水省）	
3月中旬	◆業務方法書の承認（農政事務所⇒道協議会）	
3月末	◆実施計画（案）の審査・採択	国の審査・採 択・承認の日 程は大きく 変わる可 能性がある
4月上旬	◆実施計画の申請	
4月下旬～ 5月上旬	◆補助金の承認・割当内示	
5月上旬～ 6月上旬	◆北海道農業再生協議会 幹事会・総会 ○R4事業計画について	
5月上旬～ 6月上旬	◆交付申請（地域協議会⇒道協議会⇒農政事務所）	
5月中旬～ 6月中旬	◆交付決定（農政事務所⇒道協議会⇒地域協議会）	